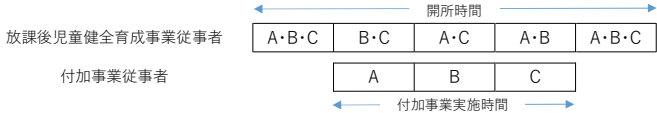
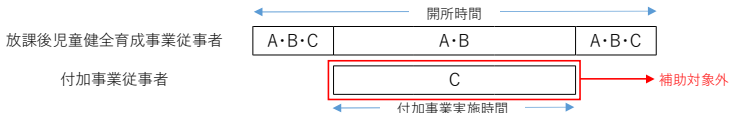


川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者
 公募型プロポーザルにかかるQ&A (11月10日までの質問書提出分)

令和5年11月17日時点

No.	項	質問内容	回答
1	物件の基準	Q&Aに、施設については、川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令を遵守していることが必要です。とありましたが、新耐震基準や、検査済証の発行が必要でしょうか？	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）においては、昭和56年5月31日以前の建築物で建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物は「既存耐震不適格建築物」となり、既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。 また、留守家庭児童育成クラブは児童が放課後の比較的長い時間を過ごす施設であり、これを運営する民間事業者には児童の安全を確保することが求められます。 これらを踏まえると、留守家庭児童育成クラブを運営する施設は新耐震基準に適合する建築物であることが必要であり、新耐震基準不適格の建築物は耐震改修を行っていることが必要と考えます。 なお、耐震調査を実施しており耐震上問題ないことを証明する書類については、応募時や事業を開始する際の提出書類とはしていませんが、必要に応じて、新耐震基準に適合しているかどうかの確認を求めることがあります。
2	物件の場所	原則として、指定の小学校区内に開設することとありますが、指定小学校区に適当な物件がなかった場合、隣接する小学校区でも可能でしょうか？送迎を行う状態にはします。	・開設場所は、募集要項2頁に記載の小学校区を原則としています。ただし、それ以外の小学校区での提案ができないというものではありません。 ・開設場所も含めて、市が設置する川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者公募型プロポーザルに係る審査委員会にて、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査で募集要項10頁（2）審査の内容により審査します。
3	障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業について	こちらの事業の補助金は、実際に人員をプラス1名配置しないと交付対象ではないでしょうか？（障害児3名の場合）	・障害児受入推進事業は、障がい児の受入に必要となる専門知識等を有する放課後児童支援員等1名の配置に係る対象経費を補助する事業です。 ・障害児受入強化推進事業は、3人以上の障がい児を受け入れる場合に、障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を（障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて）障がい児の受入れ人数に応じて1名以上配置するために必要な対象経費を補助する事業です。 ・両事業ともに、実際に要件となる人数の職員が配置されている必要があります。

4	付加事業について	施設のスペースを分けて行う必要があると記載がありましたが、支援員、補助員のどちらか1名が付加事業の講師として入ることは可能でしょうか？	<p>川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例では、「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」と規定されています。</p> <p>したがって、例えば、利用者が20人以上の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、放課後児童健全育成事業と付加事業の担当職員が時間帯によって入れ代わるという状況は、「専ら当該支援の提供に当たる」とは言えないため、不可となります（下記「NGとなる例」参照）。</p> <p>一方、利用者が20人以上の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、ある職員が放課後児童健全育成事業と付加事業を兼任する場合は、職員に係る経費の内訳を明らかにすることができ、児童の安全管理等に問題がなければ、差し支えありません（下記「OKとなる例」参照）。</p> <p>なお、いずれの場合も、放課後児童支援員の数については、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）配置する必要があります。</p> <p>-----</p> <p>●留守家庭児童育成クラブ開所時間中に付加事業を実施しており、放課後児童支援員A・B・Cで勤務する場合を想定した場合</p> <p>NGとなる例</p> <p>放課後児童健全育成事業2人、付加事業1人、という職員配置を行い、時間帯によって付加事業に従事する支援員が変わる場合 ⇒時間帯によって担当職員が代わるという状況は、「専ら当該支援の提供に当たる」とは言えないため、不可となります。</p>  <p>The diagram shows a horizontal timeline for '開所時間' (Opening Hours). Above the timeline, a double-headed arrow indicates the duration. Below the timeline, there are two rows of boxes representing staff assignments. The top row, labeled '放課後児童健全育成事業従事者' (Staff for After-school Program), has five boxes: 'A・B・C', 'B・C', 'A・C', 'A・B', and 'A・B・C'. The bottom row, labeled '付加事業従事者' (Staff for Add-on Program), has three boxes: 'A', 'B', and 'C'. A double-headed arrow below the bottom row is labeled '付加事業実施時間' (Add-on Program Implementation Time), which is shorter than the opening hours and overlaps with the 'B・C' and 'A・C' boxes of the top row.</p> <p>OKとなる例</p> <p>付加事業を実施している時間帯は付加事業に従事し、それ以外の開所時間中は放課後児童健全育成事業に従事する場合（放課後児童健全育成事業と付加事業を兼任） ⇒職員に係る経費の内訳を明らかにすることができ、児童の安全管理等に問題がなければ、差し支えありません。 ※付加事業に係る人件費などの経費は補助対象外となります。</p>  <p>The diagram shows a horizontal timeline for '開所時間' (Opening Hours). Above the timeline, a double-headed arrow indicates the duration. Below the timeline, there are two rows of boxes representing staff assignments. The top row, labeled '放課後児童健全育成事業従事者' (Staff for After-school Program), has three boxes: 'A・B・C', 'A・B', and 'A・B・C'. The bottom row, labeled '付加事業従事者' (Staff for Add-on Program), has one box: 'C'. A double-headed arrow below the bottom row is labeled '付加事業実施時間' (Add-on Program Implementation Time), which is contained within the 'A・B' box of the top row. A red arrow points from the 'C' box to the text '補助対象外' (Not eligible for subsidy).</p>
5	募集要項3-(2)-② (施設・設備等)	賃借する物件は耐震基準を満たしている必要がありますか？	No.1の回答を参照してください。

6	障害児受入推進加算	人員を+1で配置する場合は、一定の要件を満たす資格保有者である必要があるか。	<p>障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業は、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するのに係る対象経費を補助する事業となります。</p> <p>対象職員について、放課後児童支援員認定資格を有している支援員であることは必須要件ではありません。</p> <p>ただし、「放課後児童健全育成事業」の実施について（こども家庭庁成育局長）」において、当該事業を実施するのに当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障がい児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障がい児の受入れの推進を図ること、とされておりますので、その点については十分ご留意ください。</p>
7	障害児受入強化加算		
8	募集要項3-（1） （応募者の条件）	応募するにあたり、一般競争入札の参加資格を川西市で登録する必要があるか。	応募に当たり、川西市の一般競争入札の参加資格の有無は問いません。